

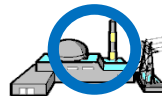
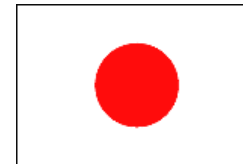
日・露原子力協定

- ロシアは、原子力大国としてその平和的利用を積極的に推進。
- 我が国としては、高い濃縮役務提供能力を有するロシアとの間で、ウラン濃縮役務及びウラン燃料の調達に関する協力を実施していきたい考え。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの（2009年5月に署名。ロシアは国内の承認手続を終了。）。また、原子力安全の強化等に関する協力についても規定。

- 〔
- 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム及びカザフスタンとの間で原子力協定を締結済み。
 - ロシアは、加、仏、英国、独、米国との間で原子力協定を締結済み。
- 〕



核物質等の移転



※協定上、ロシアに核物質等を移転するためには、ロシア国内にIAEA保障措置が実際に適用される施設が存在することが必要であり、ロシアにおいて必要な作業が進められ、2010年中にこの要件が満たされた。



協定の概要

- ①核物質等の平和的目的に限った利用
- ②核物質への国際原子力機関 (IAEA) による保障措置の適用 (査察等)
- ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
- ④核物質を適切に防護する措置の適用
- ⑤核物質等の管轄外 (第三国) への移転の規制
- ⑥この協定の適用を受ける核物質の濃縮 (20% 以上)・再処理の規制

※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約,
③原子力安全条約, ④放射性廃棄物等安全条約

➡ **我が国とロシアとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を法的に確保することが可能となる。特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではないが、我が国由来の原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用の確保に関する相手国の義務が明確となる。また、原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。**